

## 図書館の対面朗読サービス

宮城野・若林・太白・泉図書館 →74ページ  
せんだいメディアテーク →69ページ

ボランティアの方の協力を得て、朗読サービスを行います(予約制)。

## 宮城県視覚障害者情報センター

☎ 234-4047 FAX 219-1642

点字図書や録音図書があります。点字指導や対面音訳、相談業務等種々のサービスを行っています。

📍青葉区上杉六丁目5-1

## 宮城県聴覚障害者情報センター(みみサポみやぎ)

☎ 393-5501 FAX 393-5502

聴覚障害者やその家族が地域で安心して暮らすため、情報発信、相談支援、手話通訳者・要約筆記者の養成・研修などのさまざまな支援を行っています。

📍青葉区本町三丁目1-6(宮城県本町第3分庁舎1階)

## みやぎ障害者ITサポートセンター

☎ 781-7488

障害のある方のIT活用を支援するため、パソコン等ITに関する各種相談、IT講習会の企画開催および就労に向けたスキルアップ研修等を行っています。



## 障害者福祉センター

障害者のための各種相談、事業を行うとともに、ボランティアの養成等を行います。

| 施設名          | 所在地          | 電話番号<br>FAX番号        |
|--------------|--------------|----------------------|
| 宮城県障害者福祉センター | 宮城野区幸町4-6-2  | 291-1585<br>297-0721 |
| 宮城野障害者福祉センター | 宮城野区大槻16-2   | 292-8474<br>292-8476 |
| 若林障害者福祉センター  | 若林区遠見塚東8-1   | 294-0450<br>285-2430 |
| 太白障害者福祉センター  | 太白区長町南1-6-10 | 308-8801<br>308-8803 |
| 泉障害者福祉センター   | 泉区七北田字道48-12 | 372-7848<br>372-8969 |

## ⑥障害のある方のための住まい

### 身体障害者向け市営住宅

(公財)仙台市建設公社募集課

☎ 214-3604 FAX 214-8592

車いす住宅と軽度身体障害者世帯向住宅があり、条件により単身でも申し込みができます。



# 子育て・教育

## ①妊娠が分かったら

### 妊娠届

☑ 各区役所家庭健康課、各総合支所保健福祉課

母子手帳、別冊(妊娠婦編)を交付します。

### 出産応援給付金

子ども支援給付課

☎ 214-2134 FAX 214-8610

医療機関で妊娠が確認され、妊娠届を提出して面談を受けた妊婦の方に支給します(申請期限あり)。

### 母親教室(両親教室)

☑ 各区役所家庭健康課、各総合支所保健福祉課、各保健センター

妊婦とその配偶者・パートナーの方が対象です。

### 妊婦の健康診査

☑ 各区役所家庭健康課、各総合支所保健福祉課

### 一般健康診査

助成上限額を定めた定額助成券方式で14回まで助成を行います。県内の登録医療機関で助成券を利用できます。県外の医療機関で受診する場合は、健康診査後に申請することで助成されます(助成の対象となるのは、県内での健康診査とあわせ14回までです)。

### 歯科健康診査

母子健康手帳別冊とじ込みの受診券により市内の登録医療機関で無料で受診できます。

### 助産制度

☑ 各区役所家庭健康課、宮城総合支所保健福祉課

収入が少ないため出産費用を準備できない方に安心して出産していただくための制度です(収入に応じて自己負担があります)。

### 助産師による妊娠婦電話相談

一般社団法人 宮城県助産師会

☎ 090-1060-2232

妊娠・出産・育児に不安を抱える妊娠婦の相談に助産師が応じます。

🕒月・水・金(年末年始・祝休日を除く) 13:00~19:00

## ②赤ちゃんが生まれたら

### 出生届 → 23ページ

目 各区役所戸籍住民課、総合支所税務住民課

### 子ども医療費助成

目 各区役所保育給付課、各総合支所保健福祉課


保険診療による自己負担額の全部または一部を助成します。

- ・外来…0歳～中学卒業年度末まで
- ・入院…0歳～中学卒業年度末まで
- ・小学生以上の外来・入院は利用者一部負担金が発生します。

※所得制限は令和5年4月から撤廃しました。

### 新生児聴覚検査の費用助成

目 各区役所家庭健康課、各総合支所保健福祉課

助成上限額を定めた定額助成券方式で、 生後1か月以内に受けた初回検査の助成を行います(検査の種類により助成上限額が異なります)。県内の登録医療機関で助成券を利用できます。県外の医療機関で受診する場合は、検査後に申請することで助成されます。

### 産婦健康診査の費用助成

目 各区役所家庭健康課、各総合支所保健福祉課

助成上限額を定めた定額助成券方式で2回まで助成を行います。県内の登録医療機関で助成券を使用できます(必須項目あり)。県外の医療機関で受診する場合は、健康診査後に申請することで助成されます(助成の対象となるのは、県内での健康診査とあわせて2回までです)。

- ・時期:産後2週間頃・産後1か月頃

### 産後ケア事業

目 各区役所家庭健康課、各総合支所保健福祉課

出産後、家族等から十分な家事や育児の援助が受けられず、産後の心身の不調や育児不安を抱える方を対象として、病院や診療所、助産所を利用して、宿泊またはデイサービス(日帰り)、訪問により、母体の回復のためのケアや育児相談を受けることができます。

### 育児ヘルプ家庭訪問事業(育児ヘルパー派遣)

目 各区役所家庭健康課、各総合支所保健福祉課

産後間もなく、体調不良等のため家事や育児が困難な家庭に育児ヘルパーを派遣します。

### 赤ちゃん訪問(新生児訪問指導)

出産後に母子健康手帳別冊の「出生連絡票」を早めに送付するか、仙台市ホームページから電子申請でお申し込みください。新生児訪問指導員が各家庭を訪ね、相談に応じます。

### 杜っ子のびすくプレゼント

子育て応援プロジェクト推進担当

☎ 214-2129 FAX 214-5010

子どもが生まれた家庭に、育児用品や地場産品などが選べる3万円相当のカタログギフトを送付します。

### 子育て応援給付金

子ども支援給付課

☎ 214-2134 FAX 214-8610

赤ちゃん訪問等(新生児訪問)を終えた児童を養育する方に支給します(申請期限あり)。

## ③乳幼児健康診査

### 乳幼児健康診査

| 時期                         | 場所              |
|----------------------------|-----------------|
| 2か月児、4～5か月児、8～9か月児         | 登録医療機関          |
| 1歳6か月児、2歳6か月児(歯科健診)、3歳7か月児 | お住まいの区の区役所・総合支所 |

### 3～4か月児育児教室

目 各区役所家庭健康課、各総合支所保健福祉課

保健師による育児相談、お子さんの発育・発達の確認などを、お住まいの区の区役所・総合支所等にて行います。実施のおおむね1か月前に個別にご案内します。

### フッ化物歯面塗布助成事業

目 各区役所家庭健康課、各総合支所保健福祉課

生後8か月から1歳6か月を迎える前日までの乳幼児を対象として、登録歯科医療機関で1回無料で受けられます。

## ④ 幼稚園・保育所など

### 幼児教育・保育の無償化

#### 幼稚園、保育所等の利用料

・3～5歳児クラスの全ての子ども（幼稚園は満3歳児も対象）の利用料が原則として無償になります。0～2歳児クラスでは住民税非課税世帯等の子どもの利用料が無償になります。

※実費として徴収されている費用（通園送迎費、食材料費、行事費等）は、原則として無償化の対象外です。

#### 幼稚園、認定こども園の預かり保育

・3～5歳児クラスで、施設等利用給付認定（新2号）を受けた子どもおよび、満3歳で施設等利用給付認定（新3号）を受けた市町村住民税非課税世帯等の子どもの利用料が、利用日数に応じて1日あたり450円まで無償化の対象となります。

※1月あたり11,300円まで、満3歳児は16,300円まで無償化の対象となります。

#### 認可外保育施設・一時預かり等（※）

・3～5歳児クラスで、施設等利用給付認定（新2号）を受けた子どもの利用料が月額37,000円まで無償化の対象となります。

・0～2歳児クラスで、施設等利用給付認定（新3号）を受けた住民税非課税世帯等の子どもの利用料が月額42,000円まで無償化の対象となります。

※一般的な認可外保育施設、ベビーシッター、認可外の事業所内保育等のほか、一時預かり事業（のびすくを含む）、病児保育事業、仙台すくすくサポート事業（ファミリー・サポート・センター事業）が対象です（複数サービスの併用も可能）。

### 幼稚園

各幼稚園 → 91ページ

#### 入園

4月の新入園児は前年の11月ごろ募集します（幼稚園によって募集時期が異なる場合があります）。

#### 預かり保育

市内すべての私立幼稚園で通常の幼稚園教育時間開始前や終了後などに園児をお預かりしています（実施時間は各園で異なります）。

### 認定こども園

各認定こども園 → 89ページ

幼稚園と保育所の機能を併せ持つ施設です。幼稚園部分の利用は直接施設へ、保育所部分の利用は第一希望の保育施設等が所在する区の保育給付課（宮城総合支所管内の保育施設等を第一希望とする場合は、宮城総合支所保健福祉課）へお申し込みください。

### 保育所

各区役所保育給付課、宮城総合支所保健福祉課、各保育所 → 86ページ

保護者が就労や病気などで、家庭での保育ができない子どもを保育します。

### 保育時間の延長

市立保育所では19:15、私立保育所ではおおむね19:00までの延長保育を実施しています。また、一部の私立保育所で、さらに時間を延長して保育を実施しているところもあります。

### 休日保育

保護者の就労等により日曜・祝日等に保育を必要とする場合、休日保育を実施している保育所でお子さんをお預かりします。

| 実施保育所             | 電話番号     |
|-------------------|----------|
| あさひの森保育園          | 233-7682 |
| ミッキー北仙台こども園       | 219-1232 |
| 川前ぱれっと保育園         | 395-8486 |
| 乳銀杏保育園            | 256-4267 |
| 田子希望園             | 786-2040 |
| ミッキー榴岡公園前こども園     | 354-0728 |
| 幼保連携型認定こども園 仙台保育園 | 223-9024 |
| ビックママランド卸町園       | 355-4503 |
| 六郷ぱれっと保育園         | 349-9735 |
| パンビの森こども園         | 242-1178 |
| 中田なないろ保育園         | 399-6307 |
| 諏訪ぱれっと保育園         | 796-4677 |
| 仙台ちびっこひろばこども園     | 796-5782 |
| ミッキー泉中央こども園       | 771-6625 |

### 家庭的保育事業等（保育ママ）

各区役所保育給付課、宮城総合支所保健福祉課

保護者の就労などで家庭で保育ができない3歳未満の乳幼児を、少人数の家庭的な雰囲気の中で保育します。保育ママが1人の家庭的保育事業と、2人の小規模保育事業（C型）があります。

### 小規模保育事業

各区役所保育給付課、宮城総合支所保健福祉課  
各小規模保育事業 → 88ページ

保護者の就労などで家庭で保育ができない3歳未満児を対象とした、定員6人以上19人以下の保育施設で、保育担当職員が全員保育士等の有資格者であるA型と、2/3以上が有資格者のB型があります。

## 事業所内保育事業

📖 各区役所保育給付課、宮城総合支所保健福祉課  
各事業所内保育事業 → 89ページ

事業所が設けている従業員のお子さんのための保育施設には、地域の保育を必要とする3歳未満のお子さんを受け入れている施設もあります。定員20人以上の保育所型と、定員19人以下の小規模型があります。小規模型には保育従事者の全員が有資格者のA型と、1/2以上が有資格者のB型があります。

### (注意)

**保育所、認定こども園(保育所部分)、家庭的保育事業等(保育ママ)、小規模保育事業、事業所内保育事業(地域のお子さん)の申し込み**

・入所申し込みは、第一希望の保育施設等がある区の保育給付課(宮城総合支所管内の保育施設等を第一希望とする場合は、宮城総合支所保健福祉課)へ。4月入所は一斉募集を行い、市政だより等で手続きをお知らせします。

## ⑤小・中学校

### 小学校入学までの日程のお知らせ

#### 学事課

☎ 214-8860 FAX 264-4428

入学前年の9月中旬頃に、入学までのおおまかな日程をお知らせします。

### 就学時健康診断

#### 健康教育課

☎ 214-8881 FAX 268-2935

入学前年の10月下旬～12月上旬に実施します。日時・会場は個別にお知らせします。

### 小・中学校入学通知書

#### 学事課

☎ 214-8860 FAX 264-4428

入学する年の1月下旬に、入学する学校、入学式の日時をお知らせします。

### 入学準備金の貸付 → 59ページ

📖 社会福祉協議会、各区・支部事務所

## 就学援助制度

### 各小・中学校

経済的な理由で就学が困難な場合に、学用品費・給食費などの一部を援助します。

## 高等学校等修学資金借入支援制度

### 学事課

☎ 214-8861 FAX 264-4428

日本政策金融公庫の教育一般貸付(国の教育ローン)をご利用の方が負担する借入利子のうち、高等学校等の在学期間中に支払った利子を一定の範囲内で補助します。

## 転校

学事課 ☎ 214-8860 FAX 264-4428

### 転入・市内で転居したとき

転入届・転居届の際、その窓口で就学通知書を交付します。転校の際は、就学通知書とこれまで在学していた学校の在学証明書、教科書給与証明書が必要です。

### 市外へ転出するとき

転出届の後、新住所の市区町村で転入届と併せて転校手続きを行ってください。転校の際、これまで在学していた学校の在学証明書、教科書給与証明書が必要です。

## 放課後児童健全育成事業(児童クラブ)

### 児童クラブ事業推進課

☎ 214-8176 FAX 214-8784

就労等により昼間、家庭に保護者がいない小学校1～6年生を対象に、児童館等で登録制により実施しています。児童おひとりにつき月3,000円(18:00以降ご利用の場合、月1,000円加算)をご負担いただきます(減免制度有)。

☎ 月～金曜放課後～19:15、土曜9:00～17:00、夏休みなどの学校長期休業日等8:00～19:15に開設(日曜・祝日および年末年始は除く)

## 夜間中学

### 教育指導課

☎ 214-8875 FAX 264-4437

南小泉中学校に設置されている夜間学級(夜間中学)です。さまざまな理由から義務教育を修了しないまま学齢期を経過した方等が、学び直すことができる学校です。9～11月頃に入学説明会を実施します。



子育て・教育

## ⑥子どもの相談・予防接種

### 子供家庭総合相談窓口

各区役所家庭健康課、宮城総合支所保健福祉課

子どもの養育・発達、家庭での生活、子育てなどについての相談を受け付けています。

### 5歳児のびのび発達相談

各区役所家庭健康課、各総合支所保健福祉課

5歳のお子さん(年中・4歳児クラスに在籍)とその保護者で希望する方を対象に、発達等に関する相談を行います。

詳しくは5歳の誕生日の前月頃にお送りのご案内をご確認下さい。相談は予約制です。

### 予防接種

各区役所家庭健康課、各総合支所保健福祉課

|    | 予防接種名  | 実施場所                         |
|----|--|------------------------------|
| 定期 | BCG  | 日時、会場などは市政だより、仙台市ホームページでお知らせ |
|    | 4種混合(ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ)、2種混合(ジフテリア・破傷風)、麻しん・風しん、日本脳炎、ヒブ、小児用肺炎球菌、水痘、B型肝炎、ロタウイルス、HPV(子宮頸がん予防) | 登録医療機関で個別に接種                 |
| 任意 | おたふくかぜ   |                              |

### 子どものこころの相談(要予約)

各区役所家庭健康課

### 児童相談所

面接相談 月～金曜8:30～17:00

青葉区東照宮一丁目18-1

☎219-5111

18歳未満の子どもに関する相談に応じています。

### 虐待の相談

☎189(虐待対応ダイヤル・いちはやく)

養育・性格行動・不登校・非行などの相談

☎718-2580(相談受付専用)

子どものこころの問題や親の育児不安等の相談

☎219-5220(親子こころの相談室専用)

### 24時間いじめ相談専用電話

☎0120-81-2455(24時間受付)

24時間365日いつでも相談可能な専用電話を設置し、いじめに悩む児童生徒や保護者の相談に応じます。

### せんだいみやぎ 子ども・子育て相談

「面談では相談しにくい」「友だちや家族には相談できない」など、子育て・家庭・親子関係などの悩みを持つ方が気軽に相談できるよう、LINEを活用した相談窓口を開設しています。相談料は無料です。

対象:宮城県内にお住まいの子どもおよびその保護者など

受付機関:月～土曜9:00～20:00(年末年始除く)

登録方法:右記に記載されている二次元コードを

LINEアプリで読み取り、「せんだいみやぎ子ども・子育て相談」を友だちに追加してください



### 教育相談室

教育相談室

☎214-0002

(相談専用、相談時間月～金曜9:00～17:00)

いじめ相談受付メール soudan@city.sendai.jp

児童生徒の学校生活における悩みや保護者の養育上の悩み、特別支援教育、生徒指導についての相談に応じます。

### 仙台市いじめ等相談支援室 S-KET(エスケット)

法律や心の専門家などが、学校とは違う立場で、いじめに悩む児童生徒や保護者の相談に応じます。

### 電話相談

☎月・水・木・土曜10:00～17:00

火・金曜12:00～19:00

(日・祝休日および年末年始を除く)

☎0120-303-836

### メール相談

s-ket@city.sendai.jp

### 面接相談(事前予約が必要です)

☒仙台市青葉区国分町二丁目14-18 定禅寺パークビル3階

## 適応指導センター「児遊の杜」

不登校あるいは学校に行きにくさを感じている小中学生についての相談に応じています。

### 電話相談

☎ 773-4150

☎ 月～土曜9:00～17:30(火、土曜は17:00まで。臨時閉級あり)

### 来所相談

☎ 月～土曜9:00～17:00(要予約)

📍 仙台市泉区七北田字東裏28-1(児遊の杜内)

※カウンセラーによる面談希望の場合は事前予約が必要です。

### メール相談

☎ 随時(返信は後日になります)

右の二次元コード、または「仙台市適応指導センター児遊の杜」で検索してください。



## 子ども若者相談支援センター

子育てや子ども、若者に関する悩み、不安についての相談に応じています。

### 子育て何でも電話相談

☎ 216-1152(相談専用)

子育ての悩みや不安、ちょっとした疑問など「子育てについて何でも」ご相談ください。

☎ 月～金曜8:30～17:00

### 子ども若者電話相談

☎ 0120-783-017(相談専用)

子ども、若者の悩みや不安について、まずダイヤルしてください。保護者等の相談も受け付けます(24時間365日受付)。

### ヤングケアラー相談

☎ 0120-783-017(相談専用)

家の手伝いや家族の世話で困っていることはありませんか。まずダイヤルしてください。保護者等の相談も受け付けます(24時間365日受付)。

### 面接相談

☎ 214-8602

☎ 月～金曜8:30～18:00

📍 青葉区錦町一丁目3-9(市役所錦町庁舎内)

### 子ども若者メール相談

右の二次元コード、または「仙台市メール相談」で検索してください。



## そのほかの電話相談窓口

### 「すくすく子育て」電話相談

☎ 234-6310

妊娠、出産に関すること、乳幼児の養育相談について、保育士、看護師、栄養士がおこたえます。

☎ 9:00～17:30 365日受付

(この時間内であっても出られない時もあります)

### 少年相談電話

宮城県警少年課 ☎ 222-4970

少年の非行や問題行動についての相談電話です。

☎ 月～金曜8:30～17:15(祝日および年末年始を除く)

### いじめ110番

宮城県警少年課 ☎ 221-7867

少年のいじめに関する相談電話です。

☎ 月～金曜8:30～17:15(祝日および年末年始を除く)

### 少年サポートセンターせんだい

☎ 266-8655

少年の非行や被害からの立ち直りに関して、相談を受け付けています。

☎ 月～金曜8:30～17:15(祝日および年末年始を除く)

### 子どもの人権110番

仙台法務局 ☎ 0120-007-110  
(IP電話からは接続できません)

いじめ・虐待・体罰など子どもの人権についての電話相談です。

☎ 月～金曜8:30～17:15(祝日および年末年始を除く)

## 7 子育て支援

### 一時預かり

各実施保育所など → 86～91ページ

保護者が就労や病気・事故などで一時的または継続的に家庭での保育が困難な場合などに子どもを保育する一般型と、一時的に家庭での保育が困難な場合などに、通常の入所枠に空きがあるときのみ利用できる余裕活用型があります。

## 仙台すくすくサポート事業

仙台すくすくサポート事業事務局

☎ 214-5001 FAX 214-8610

「お子さんを預かってほしい方(利用会員)」と「お子さんを預かることができる方(協会員)」が、お互いの信頼関係のもとに行う子育て支援活動です。会員になるためには、入会説明会に参加し、登録を受けることが必要です。

📍青葉区上杉一丁目5-12(上杉分庁舎8階)



## のびすく(子育てふれあいプラザ等)

仙台市内に5カ所ある地域の子育て支援拠点です。

・ひろば、乳幼児一時預かり



### のびすく仙台

☎ 726-6181 FAX 214-5071

☎ 9:30～17:00(乳幼児一時預かりは16:30まで)

🗓 月曜、祝日の翌日(土・日曜、祝日は開館)、年末年始

📍青葉区中央二丁目10-24 仙台市ガス局ショールーム3階

### のびすく宮城野

☎ 352-9813 FAX 352-9812

☎ 9:00～18:00(土曜は17:00まで)

[一時預かり]9:00～17:30(土曜は16:30まで)

🗓 日曜、祝日および年末年始

📍宮城野区五輪二丁目12-70 仙台市原町児童館内(仙台市宮城野区文化センター等複合施設1階)

### のびすく若林

☎ 282-1516 FAX 282-1609

☎ 9:00～17:00(乳幼児一時預かりは16:30まで)

🗓 月曜、祝日の翌日(土・日曜、祝日は開館)、年末年始

📍若林区保春院前丁3-1

仙台市若林区中央市民センター別棟等複合施設2階

### のびすく長町南

☎ 399-7705 FAX 399-7706

☎ 9:30～17:00(乳幼児一時預かりは16:30まで)

🗓 月曜、祝日の翌日(土・日曜、祝日は開館)、年末年始

📍太白区長町七丁目20-5 ララガーデン長町5階

### のびすく泉中央

☎ 772-7341 FAX 375-0671

☎ 9:30～17:00(乳幼児一時預かりは16:30まで)

🗓 月曜、祝日の翌日(土・日曜、祝日は開館)、年末年始

📍泉区泉中央一丁目8-6 仙台市泉図書館・のびすく泉中央3階

・中学生・高校生、子育て支援団体の支援

### のびすく泉中央

☎ 772-7340 FAX 375-0671

☎ 9:30～19:00

🗓 月曜、祝日の翌日(土・日曜、祝日は開館)、年末年始

📍泉区泉中央一丁目8-6仙台市泉図書館・のびすく泉中央4階

## 病児・病後児保育

病気(当面状況の急変が認められない場合)または病気の回復期にあり集団保育等が困難で、就労などで家庭での育児が困難な子ども(おおむね生後6カ月～小学校6年生)を日中お預かりします。お申し込みは直接実施施設へ。

※生活保護受給世帯および市民税非課税世帯に属するお子さんが利用される場合は、事前の申請により利用料金が減免されます。

| 施設名                                   | 所在地                  | 電話番号     |
|---------------------------------------|----------------------|----------|
| てらさわ小児科                               | 青葉区中山<br>2-26-20     | 303-1519 |
| わくわくモリモリ<br>保育所                       | 青葉区五橋1-6-2<br>KJビル3階 | 797-3981 |
| 幼保連携型認定こども園<br>仙台保育園 病児・病後児<br>保育室ばんだ | 若林区南鍛冶町<br>96-8      | 395-7201 |
| すずき整形外科・<br>小児科内科                     | 太白区長町南<br>3-35-1     | 248-1665 |
| こん小児科クリニック<br>Komorebi保育室             | 泉区八乙女中央<br>2-4-25    | 725-7566 |

※市の実施施設以外にも病児・病後児保育を実施している民間施設があります。詳細は仙台市ホームページをご参照ください。



## 子育て支援ショートステイ

### 各区役所家庭健康課、宮城総合支所保健福祉課

保護者が入院や育児疲れなどのため、小学6年生までの子どもの養育が一時的に困難になったときに、児童養護施設等で一定期間お世話します(施設の状態により受入れできない場合もあります)。

## 幼稚園等地域子育て支援

各実施幼稚園など → 91ページ

多くの幼稚園や認定こども園では、年10回程度各種の講座などを行う基本事業を実施しています。また、月10日程度、主に未就園児およびその保護者が集い、相互に交流を図り、子育てについて話し合うことのできる場を提供する広場事業を実施している園もあります。

## 保育所等地域子育て支援

各実施保育所など → 86ページ

子育てを家庭を対象に育児相談や園庭開放、育児講座・サークル支援などを行っています。

## 里親制度

児童相談所 ☎ 219-5111 FAX 219-5118

さまざまな事情で親元で暮らすことができない子どもを家庭に迎え入れ、愛情をもって育てていただく制度です。

# ⑧障害のある子どものために

## プラス支援保育(特別支援保育)

各区役所保育給付課、宮城総合支所保健福祉課

特別な支援(心身の障害や医療的ケア、行動面等への配慮など)が必要な生後5カ月以上の保育を必要とするお子さんと、保育施設等において、保育が可能なお子さんを保育します。

## 発達相談支援センター(アーチル)

自閉スペクトラム症、知的障害、脳性まひなど、あらゆる発達障害の方々の相談・支援を行っています。 → 37ページ

## 特別な学びの場

### 特別支援学校

仙台市を通学区とする特別支援学校

| 障害種      | 学校名   |
|----------|---|
| 視覚障害     | 県立視覚支援学校  |
| 聴覚障害     | 県立聴覚支援学校  |
| 知的障害     | 市立鶴谷特別支援学校<br>県立光明支援学校<br>県立名取支援学校<br>県立利府支援学校<br>県立小松島支援学校<br>県立小松島支援学校松陵校<br>県立支援学校岩沼高等学園<br>県立支援学校若沼高等学園川崎キャンパス<br>県立支援学校小牛田高等学園<br>県立支援学校女川高等学園<br>宮城教育大学附属特別支援学校<br>明和学園いずみ高等支援学校(私立)<br>支援学校仙台みらい高等学園(私立) |
| 肢体不自由    | 県立船岡支援学校  |
| 肢体不自由・病弱 | 県立拓桃支援学校(病院併設)  |
| 病弱・知的障害  | 県立西多賀支援学校(病院併設)<br>県立山元支援学校(病院併設)   |

### 特別支援学級・通級指導教室

市立小・中学校に、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、自閉症・情緒障害の各特別支援学級および言語障害、難聴、LD・ADHD等を対象とした通級指導教室が設置されています。

### 院内学級

仙台市立病院(小・中)、東北大学病院(小・中)、仙台赤十字病院(小)、東北福祉大学せんだんホスピタル(中)に、2週間以上入院するお子さんを対象にした学級が設置されています。

## 就学相談

### 特別支援教育課

☎ 214-8879 FAX 264-4437

- ・翌年度就学予定のお子さんで、上記の特別な学びの場への就学をお考えの方のために、8月に「障害のある新就学児の教育相談会」を行います。申し込みは5月中旬からです
- ・ほかの市町村にお住まいの方で、すでに特別支援学校や小・中学校に就学しており、仙台市への転入後に上記の特別な学びの場への就学をお考えの方は、特別支援教育課にご相談ください
- ・すでに仙台市立の小・中学校に就学している方で、今後上記の特別な学びの場への就学を希望される方は、現在在籍している学校にご相談ください



子育て・教育



## 9 児童手当

### 目 各区役所保育給付課、各総合支所保健福祉課

中学校修了前の児童を養育している方等に支給されます(所得制限あり)。

## 10 ひとり親家庭支援

### 子供家庭総合相談

#### 目 各区役所家庭健康課、宮城総合支所保健福祉課

ひとり親家庭の方の生活や自立に関する相談に応じ、関係する制度や窓口等のご案内をしています。

### 母子家庭相談支援センター

☎ 212-4322

母子家庭の母や寡婦の方などを対象に、就業相談や就業につながるような各種講習会の実施、就業情報の提供などを行います。

☎ 火曜11:00~19:00、水~土曜9:00~17:00  
(祝休日・休館日・年末年始を除く)

📍 青葉区中央一丁目3-1 アエル29階(エル・ソーラ 仙台内)

### 父子家庭相談支援センター

☎ 302-3663

MAIL [kosodate@personal-support.org](mailto:kosodate@personal-support.org)

父子家庭の父を対象に就業相談や一般生活相談を行います。

☎ 電話:月~金曜18:00~20:00  
(祝休日・年末年始を除く)

メール:随時

📍 青葉区二日町6-6 シャンボール青葉2階  
(パーソナルサポートセンター内)

### 児童扶養手当

#### 目 各区役所保育給付課、各総合支所保健福祉課

ひとり親家庭の児童を監護している母または父、父母に代わってその児童を養育している方に、児童が18歳になった年の年度末(心身に一定の障害がある場合は20歳未満)まで支給します(所得制限あり)。

### 母子・父子家庭医療費助成

#### 目 各区役所保育給付課、各総合支所保健福祉課

18歳になった年の年度末までの児童のいるひとり親家庭や両親のいない児童に対し、医療費の一部を助成します(所得制限あり)。

### 母子・父子・寡婦福祉資金貸付

ひとり親家庭の児童が学校に修学するための資金など12種の無利子または低利の貸付資金です。

### 母子生活支援施設

母子家庭で、生活・住居・就労など生活上の支援を必要とする方が対象です。

### 母子・父子家庭・寡婦への家庭生活支援員派遣

ひとり親家庭の方などが、病気などで日常生活に支障がある場合や、修学や仕事など自立促進のために家事、育児等が必要な場合などに、家庭生活支援員を派遣します。

### ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業

ひとり親家庭の母または父が教育訓練講座を受講し、修了した場合、経費の一部を支給します。

### ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業

看護師・介護福祉士・保育士・理容師・美容師等の養成機関で修業し、一定の要件を満たしたひとり親家庭の母または父を対象に、その一定の期間(上限48カ月)、高等職業訓練促進給付金を支給します。また、修了後に高等職業訓練修了支援給付金を支給します。

### ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

#### 目 各区役所家庭健康課、宮城総合支所保健福祉課

高等学校卒業程度認定試験の合格を目指すひとり親家庭の母または父および児童が、対策講座を受講する場合に受講開始時給付金、修了した場合、受講修了時給付金を支給します。また、試験合格後に合格時給付金を支給します。

## ①子どものための施設・団体など

### 児童館・児童センター → 92ページ

児童クラブ事業推進課

☎ 214-8176 FAX 214-8784

### 仙台市子ども会連合会

子ども若者相談支援センター

☎ 214-8602 FAX 262-4761

地域の子ども会活動を育む育成会を支援しています。

### ジュニアリーダー

生涯学習支援センター ☎ 292-4875 FAX 295-0810

青葉区中央市民センター ☎ 263-5010 FAX 261-3251

宮城野区中央市民センター ☎ 292-3125 FAX 295-2337

若林区中央市民センター ☎ 286-1901 FAX 282-1180

太白区中央市民センター ☎ 304-0377 FAX 304-2526

泉区中央市民センター ☎ 772-3844 FAX 372-2447

子どもを中心とした遊びやレクリエーションなどの活動の支援を行う中学生・高校生のボランティアです。子ども会等からの要請により活動に参加します。

### 仙台ジュニアオーケストラ → 70ページ

市民文化事業団音楽振興課

☎ 727-1876

### どこでもパスポート

政策調整課

☎ 214-0001 FAX 214-8037

入館の際に提示すると、小・中学生は県内の社会教育施設(一部を除く)を無料で利用できます。小学校新1年生全員に学校から配布され、中学校卒業まで使用できます。転入した方、なくした方は学校にお問い合わせください。

# ごみ・環境

## ①生活ごみの分け方・出し方

### ごみの分け方の基本

家庭ごみ減量課

☎ 214-8227 FAX 214-8277

「資源になるか、ならないか」を基準に分別しています。「燃やせるごみ、燃やせないごみ」の区別はありません。資源物(プラスチック資源、缶・びん・ペットボトル・廃乾電池類、紙類)を分別し、残ったものが家庭ごみです。

※商店・会社などから出る事業ごみは、分別方法や処理の仕方が家庭から出る生活ごみと異なります。集積所には出せません。

### ごみを出すときのルール

家庭ごみ減量課

☎ 214-8227 FAX 214-8277

収集日当日の早朝から午前8時30分までに決められた集積所に出してください。集積所が分からないときは、ご近所の方、集合住宅の管理会社などにご確認ください。

### パンフレット「資源とごみの分け方・出し方」

家庭ごみ減量課

☎ 214-8229 FAX 214-8277

生活ごみの分別方法と出し方をまとめています。市役所本庁舎市民のへや・区役所案内窓口・証明発行センター・市民センターなどで配布しています。

### 家庭ごみ(有料)

|       |   |
|-------|---|
| 収集日   | 週2回の指定曜日(下記のいずれか)<br>月・木/火・金/水・土<br>(祝日も収集します)  |
| 集めるもの | <ul style="list-style-type: none"> <li>・台所の生ごみ(水分を切って)</li> <li>・リサイクルできない紙類(紙コップ、においのついた紙、感熱紙など)</li> <li>・かさ、かばん、靴など</li> <li>・農薬・劇薬の空きびんなど</li> <li>・紙おむつ(汚物は取り除いてから)</li> <li>・灯油用ポリタンク(20Lまで)</li> <li>・ガラス、鏡、白熱電球、刃物、割れたびん、竹串、せともの、植木鉢など(※出し方注意1)</li> <li>・衣類、布類(リサイクルできるものは集団資源回収や、資源回収庫をご利用ください)</li> <li>・食用油(紙、布などに染み込ませるか、凝固剤で固めて)</li> <li>・小型の家電製品(30cm以下のもの)</li> <li>・庭木のせん定枝(※出し方注意2)</li> </ul> <p>※食用油と30cm以下の小型家電は一部の店舗などで店頭回収を行っています<br/>※小型家電から外したリチウムイオン電池やモバイルバッテリーは、缶・びん・ペットボトルの日にしてください</p> |